

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 25 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下「COVID-19」という。）について、厚生労働省内の関係部局間の COVID-19 対策の調整等を図るとともに、COVID-19 の感染状況等に応じて必要な対策等を講ずるために設置しました。

その後、昨年 5 月 8 日に COVID-19 の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけが五類感染症に変更されたこと、昨年 9 月に厚生労働省内に設置された健康・生活衛生局感染症対策部において、COVID-19 を含め感染症危機管理の業務を一体的に実施し、省内調整を主導する体制が整備されたこと等を踏まえ、今般、本年 3 月 31 日をもって本部を廃止いたします。

これまで、COVID-19 の各種対策に御尽力いただいた地方公共団体及び関係機関等の皆様に対し、深い敬意を表するとともに、改めて格別の御礼を申し上げます。

令和 2 年 1 月 28 日の本部設置以降、これまで本部より発出した事務連絡等については、既にその対応が終了し、又は当然に効力を失っているものを除き、本年 4 月 1 日以降は厚生労働省の各所管部局に引き継がれ、効力を維持することとなります。貴殿におかれては、本年 4 月以降も、厚生労働省の各所管部局と連携の上、COVID-19 への必要な対策の実施をお願いいたします。

なお、本年 4 月以降の COVID-19 の対応に関する関係部局は別記のとおりですので、問い合わせ等にあたって適宜ご参照ください。

COVID-19に関する4月以降の問い合わせ先一覧

- COVID-19対策全般について（罹患後症状、変異株・ゲノムサーベイランス含む）
健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
メールアドレス：SARSOPC@mhlw.go.jp
※ メール の 件名 の 文頭 に 「【COVID-19】」 を 付記 して ください。

- 検疫対策全般について
健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課
メールアドレス：kenekihourei@mhlw.go.jp

- 新型コロナワクチンの接種体制等について
健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課
メールアドレス：jvsupport@mhlw.go.jp

- COVID-19 の医療提供体制について
医政局地域医療計画課
メールアドレス：corona-houkoku@mhlw.go.jp

- IHEAT の活用等保健所の体制、地方衛生研究所等の体制について
健康・生活衛生局健康課
メールアドレス：communityhealth@mhlw.go.jp

- マスク、個人防護具等の必要物資の確保・供給について
医政局医薬産業振興・医療情報企画課
メールアドレス：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp